

佐伯市職員の等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 定型的な業務を行う消防職員の職務	58	7.0	主事 技師 保健師 栄養士 保育士・幼稚園教諭 消防士 計	44 4 3 7 58	145	17.4	係員級
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防職員の職務	87	10.5	主事 技師 保健師 栄養士 保育士・幼稚園教諭 臨床心理士 消防士 計	52 5 15 15 87			
3級	1 主査又は主任の職務 2 消防職員の主査又は主任の職務	150	18.1	主任 主査 計	128 22 150	128	15.4	主任級
4級	1 副主幹の職務 2 消防職員の副主幹の職務	240	28.9	副主幹 計	240 240	262	31.5	係長級
5級	1 室長、所長、園長、総括主幹又は主幹の職務 2 消防職員の総括主幹又は主幹の職務	190	22.9	主幹 所長・園長 総括主幹 計	35 1 154 190			
6級	1 課長、振興局長、議会の事務局の次長、委員会等の事務局の長、参事、課長補佐、委員会等の事務局の長の補佐又は困難な業務を行う本庁の室長の職務 2 消防職員の次長、署長、課長、副署長、参事又は課長補佐の職務	93	11.2	課長補佐 局長補佐 課長 事務局長 事務局次長 振興局長 計	34 48 2 1 8 93	59	7.1	課長級
7級	1 部長、局長、議会の事務局の長、次長、困難な業務を行う本庁の課長、困難な業務を行う議会の事務局の次長又は困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 2 消防職員の消防長の職務	13	1.6	部長 局長 消防長 計	10 2 1 13	13	1.6	次長級
合 計		831	100.0					

医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師							医師級
				計				
2級	主任医師							
				計				
3級	診療所の長の職務	1	100.0	診療所長	1	1	100.0	診療所長級
				計	1			
4級	困難な業務を行う診療所の長の職務							
				計				
5級	規模の大きい診療所の長の職務							
				計				
合 計		1	100.0					

○地方公務員法

(等級等ごとの職員の数の公表)

第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。